

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案

現行

(趣旨)

第1条 知事は、水産資源の持続的利用と県民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造並びに国土の保全を図るため、市町村、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が漁港漁場関係事業を行う場合に当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号。以下「投資交付金交付要綱」という。）、漁港機能増進事業補助金交付要綱（平成29年3月31日付け28水港第3295号農林水産事務次官依命通知）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。なお、漁港漁場関係事業のうち重要なものとして漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年7月17日付け農林省令第47号）第1条の2で定める要件に該当するものを特定漁港漁場整備事業という。

(趣旨)

第1条 知事は、水産業の振興を図るため、市町村、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が漁港漁場関係事業を行う場合に当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号。以下「投資交付金交付要綱」という。）、漁港機能増進事業補助金交付要綱（平成29年3月31日付け28水港第3295号農林水産事務次官依命通知）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。なお、漁港漁場関係事業のうち重要なものとして漁港漁場整備法施行規則（昭和26年7月17日付け農林省令第47号）第1条の2で定める要件に該当するものを特定漁港漁場整備事業という。

(1) 水産生産基盤整備事業

水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。

(2) 水産物供給基盤機能保全事業

効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。

(3) 水産環境整備事業

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。

(4) 漁業集落環境整備事業（補助事業）

水産業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進する事業をいう。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(1) 水産生産基盤整備事業

水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。

(2) 水産物供給基盤機能保全事業

効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。

(3) 水産環境整備事業

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。

(4) 漁業集落環境整備事業（補助事業）

水産業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進する事業をいう。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(6) 漁港漁村環境整備事業

ア 漁港環境整備事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号) 第 6 条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う緑地、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地の整備の事業をいう。

イ 漁業集落環境整備事業

漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

ウ 漁村地域整備交付金

地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法(昭和 31 年法律第 101 号) 第 40 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 海岸保全施設整備事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(6) 漁港漁村環境整備事業

ア 漁港環境整備事業

漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号) 第 6 条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

イ 漁業集落環境整備事業

漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

ウ 漁村地域整備交付金

地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法(昭和 31 年法律第 101 号) 第 40 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 海岸保全施設整備事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(9) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 [略]

(補助金等の交付申請)

第4条 規則第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第1-2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第1項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金交付決定前の着手)

第5条～第10条 [略]

(9) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 [略]

(補助金等の交付申請)

第4条 規則第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第1-2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第1項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金交付決定前の着手)

第5条～第10条 [略]

(補助金交付決定前の着手)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式。但し、沖縄振興公共投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第8-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定があった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(第9号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は9-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項に該当した場合について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定(規則13条の規定による補助金等の額の確定をいう。)のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金交付決定前の着手)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式。但し、沖縄振興公共投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第8-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定があった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(第9号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は9-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項に該当した場合について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定(規則13条の規定による補助金等の額の確定をいう。)のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(精算払請求)  
第12条～第13条 [略]

附 則 [略]

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。ただし、令和5年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

(精算払請求)  
第12～第13条 [略]

附 則 [略]

附 則 [新設]



別紙1

### 補助金請求書

請 求 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

事業名 令和 年度 地区 事業  
 ( 地区 第 回 概算払分 )

内 訳

交 付 決 定 額										
受 領 済 額										
今 回 請 求 額										
差 引 残 額										

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

債権者 住所

氏名 補助事業者 名

TEL :  
担当者 :

沖縄県知事 殿

下記口座に振り替えてください。

口 座 振 込 依 頼	
銀 行 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

別紙1

### 補助金請求書

請 求 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

事業名 令和 年度 地区 事業  
 ( 地区 第 回 概算払分 )

内 訳

交 付 決 定 額										
受 領 済 額										
今 回 請 求 額										
差 引 残 額										

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

債権者 住所

氏名 補助事業者 名 印

下記口座に振り替えてください。

沖縄県知事 殿

口 座 振 込 依 頼	
銀 行 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

別紙2

比 率 可 調 書

事業名: 令和 年度 地区 事業

(単位: 千円)

事業名 費 用	比率 基本額	補助 補助率 (90%)	補助金額 相当額 40%	出 発 額			比率 %
				合同	前回 対比	累計	
工事費							
○○○○○○○○工事							
○○○○○○○○委託費							
未契約							
合 計							

上記のとおりであることを証明します。

なお、契約概要は次のとおりであります。

令和 年 月 日

補助事業者 名

この調書のとおりであることを認めます。

漁港漁協長 名

別紙2

比 率 可 調 書

事業名: 令和 年度 地区 事業

(単位: 千円)

事業名 費 用	比率 基本額	補助 補助率 (90%)	補助金額 相当額 40%	出 発 額			比率 %
				合同	前回 対比	累計	
工事費							
○○○○○○○○工事							
○○○○○○○○委託費							
未契約							
合 計							

上記のとおりであることを証明します。

なお、契約概要は次のとおりであります。

令和 年 月 日

補助事業者 名

この調書のとおりであることを認めます。

漁港漁協長 名

別紙3

契約概要及び概算払金額算出式

〔契約概要〕

種費	契約状況	契約額			備考	
		請負金額 (円)	前払率 (%)	締結 年月日		履行 期限
〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務				RO. O. O	RO. O. O	R〇〇.〇〇 検査済み
〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事				RO. O. O	RO. O. O	
用地取得				RO. O. O	—	
合計						

〔概算払金算出式〕

〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務

$$\begin{matrix} \text{補助率} & \text{出書率} \\ \times & \times \\ \text{O/O} & \times 100.0\% \\ & = & \text{与} & \dots \text{①} \end{matrix}$$

〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

$$\begin{matrix} \text{補助率} & \text{前払率} \\ \times & \times \\ \text{O/O} & \times 40.0\% \\ & = & \text{与} & \dots \text{②} \end{matrix}$$

用地取得

$$\begin{matrix} \text{補助率} \\ \times & \text{O/O} \\ & = & \text{与} & \dots \text{③} \end{matrix}$$

今回請求額 ①+②+③=

請求額

$$\begin{matrix} \text{既受額} & & \text{今回請求額} & & \text{合計額} \\ & + & & \text{与} & \\ ( & \times & 90\% & = & \text{概算払限度額以内} ) \end{matrix}$$

別紙3

契約概要及び概算払金額算出式

〔契約概要〕

種費	契約状況	契約額			備考	
		請負金額 (円)	前払率 (%)	締結 年月日		履行 期限
〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務				RO. O. O	RO. O. O	R〇〇.〇〇 検査済み
〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事				RO. O. O	RO. O. O	
用地取得				RO. O. O	—	
合計						

〔概算払金算出式〕

〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務

$$\begin{matrix} \text{補助率} & \text{出書率} \\ \times & \times \\ \text{O/O} & \times 100.0\% \\ & = & \text{与} & \dots \text{①} \end{matrix}$$

〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

$$\begin{matrix} \text{補助率} & \text{前払率} \\ \times & \times \\ \text{O/O} & \times 40.0\% \\ & = & \text{与} & \dots \text{②} \end{matrix}$$

用地取得

$$\begin{matrix} \text{補助率} \\ \times & \text{O/O} \\ & = & \text{与} & \dots \text{③} \end{matrix}$$

今回請求額 ①+②+③=

請求額

$$\begin{matrix} \text{既受額} & & \text{今回請求額} & & \text{合計額} \\ & + & & \text{与} & \\ ( & \times & 90\% & = & \text{概算払限度額以内} ) \end{matrix}$$

様式第7号～様式第9号〔略〕

様式第10号

第10号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事殿

補助事業者名

消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で交付決定の通知を受けた  
〇〇漁港〇〇〇〇〇〇〇事業について、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第11条  
第4項の規程に基づき報告します。

記

1	沖縄県補助金等の交付に関する規則第13条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定額に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 参考となる資料を添付すること。

様式第7号～様式第9号〔略〕

様式第10号

第10号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事殿

補助事業者名

仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で交付決定の通知を受けた  
〇〇漁港〇〇〇〇〇〇〇事業について、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第11条  
第4項の規程に基づき報告します。

記

1	沖縄県補助金等の交付に関する規則第13条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定額に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等 相当額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 参考となる資料を添付すること。

様式第 1 1 号

第11号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で交付決定の通知を受けた〇〇〇漁港  
(又は地区)の〇〇〇〇〇〇事業の精算払の請求をしますので、沖縄県漁港漁場関係事  
業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金 円を精算払によって交  
付されたく請求します。

記

1 補助金請求書

別紙1のとおり

様式第 1 1 号

第11号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で交付決定の通知を受けた〇〇〇漁港  
(又は地区)の〇〇〇〇〇〇事業の精算払の請求をしますので、沖縄県漁港漁場関係事  
業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金 円を精算払によって交  
付されたく請求します。

記

1 補助金請求書

別紙1のとおり

